

(社)タレントエコシステム・コンソーシアム

会員・会費規則

(目 的)

第 1 条

本会員・会費規則（以下、「本会則」という。）は、一般社団法人タレントエコシステム・コンソーシアム定款（以下、「定款」という。）第 2 章の規定に基づき、一般社団法人タレントエコシステム・コンソーシアム（以下、「当法人」という。）の社員（以下、単に「社員」という。）および会員(以下、単に「会員」という。)について必要な事項を定める。

(社員資格)

第 2 条

当法人の会員は次の 3 種とし、(1)社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。(2)および(3)を合わせて会員という。

- (1) 社員 本会の目的に賛同し、理事会の承認をもって社員となった個人
- (2) 法人賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に進んで参加する法人又は団体
- (3) 個人賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に進んで参加する個人

(入会)

第 3 条

当法人の会員となるには、当協会所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(審査)

第 4 条

- 事務局は、前条により提出された入会申込書について、第 2 条に定める資格要件を審査しなければならない。
- 理事会は、事務局の審査結果に基づき、第 2 条に定める資格要件を有する申請者の入会をその決議により承認するものとする。
- 理事会は、入会の審査結果を事務局に連絡しなければならない。
- 事務局は、前項の連絡を受けたときは、当該審査の結果を申請者に通知するものとする。

(資格取得)

第 5 条

前条に基づき会員として入会を承認された者は、次条に基づき入会金及び初年度会費を納付した日から会員資格を取得する。

(会費)

第 6 条

- 社員および会員の入会金及び会費は、次のとおりとする。

社員	年会費 1 万 2 千円
----	--------------

法人賛助社員 入会金 2 万 4 千円 年会費 3 万 6 千円(1 口以上)

個人賛助会員 年会費 1 万 2 千円

- 初年度会費は、前項の会費（年額）の 1/2 の 1 に、入会承認のあった月の翌月以降の当該事業年度の残存月数を乗じた金額とする。
- 当会員として 2 年間以上在籍した後 2 年以内に入会する者、及び任意に退会した後 3 年以内に再入会する者は、入会金を免除する。
- 第 12 条により休会を認められた会員は、休会期間中の会費を免除する。
- 入会金及び初年度会費の納付日は、理事会が入会を承認した日から 1 ヶ月以内とし、次年度以降の納付期限は、事業次年度開始日の前日とする。
- 法人賛助会員は、1 口につき 1 名の個人を会員として登録することができる。所属する法人や団体における人事異動などの事由で、申し出により、登録する個人名を差し替えることができる。

(退会)

第 7 条

- 会員は、次に掲げる事由によって退会するものとする。
 - 各会員本人から退会の申し出があった時。退会の申し出は、1 か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
 - 成年被後見人または被保佐人になったとき。
 - 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
 - 1 年以上会費を滞納したとき。
 - 除名されたとき。
 - 総会の同意があったとき。
- 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるものとする。

(会員権利)

第 8 条

会員は、定款で定めるものの他に次の権利を有し、その権利はそのものに専属する。

- 会員の証明を受けること
- 会報の配布や E メールでの情報提供を受けること
- 当法人の主催する講演会、セミナー、ワークショップ等への優先的参加

(権利停止)

第 9 条

理事会は、当該年度の会費を納入しない会員に対し、会費の納入があるまで、前項各号の権利を停止することができる。

(会員義務)

第 10 条

会員は、次の義務を負うものとする。

- 定款および本会の規則を遵守すること
- 住所、氏名（法人賛助会員の場合は登録する個人の氏名）等に異動のあったときは、すみやかに当協会に届出ること

（退会に伴う権利及び義務）

第 11 条

- 社員および会員が、退会したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。
- 当法人は、社員および会員が退会しても、既に納入した入会金、会費及び抛出金品は返還しない。

（休 会）

第 12 条

理事会は、社員または会員に長期療養を必要とする病気その他のやむを得ない事由がある場合、その申し出により、相当期間の休会及び休会期間中の会費の免除を認めることができる。

（会則変更）

第 13 条

本会則の変更は、理事会の発議により、総会での決議を経なければならない。

付記

2021 年 7 月 27 日 第 2 回総会にて可決成立